

## ○北見市交通安全指導員協議会設置条例

(平成 18 年 3 月 5 日条例第 124 号)

改正 令和 2 年 3 月 18 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 市民の交通事故防止と安全保持を図るため、北見市交通安全指導員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第 2 条 協議会は、119 人以内の交通安全指導員(以下「指導員」という。)をもって組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、第 6 項の支部長の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その活動を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

5 協議会に北見市自治区設置条例(平成 18 年条例第 14 号)第 2 条に規定する自治区の区域ごとに支部を置き、指導員は、いずれかの支部に属するものとする。

6 支部に支部長及び副支部長を置く。

7 前項に定めるもののほか、支部の組織については、規則で定める。

(指導員)

第 3 条 指導員の任期は、2 年とする。ただし、指導員が欠けた場合における補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任されることができる。

3 市長は、特別な事由があるときは、任期の期間中であっても、指導員を解任することができる。

(職務)

第 4 条 協議会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 交通安全施策の推進に関すること。

(2) 市民の安全な通行保持のための指導に関すること。

(3) 教育機関等における交通安全教育に関すること。

(4) 市民の交通安全思想の高揚と普及啓発に関すること。

(5) その他市長が必要と認めた事項

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、規則で定める指導員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した指導員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(研修)

第6条 指導員は、その職務の遂行上、常に必要な研修に努めなければならない。

(被服等の貸与)

第7条 市長は、被服その他指導員の職務遂行上必要な物品を貸与する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月5日から施行する。

附 則(令和2年3月18日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。